Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 27年 7 月 8 日 国土交通省東京航空局

百里飛行場航空貨物取扱施設営業者の選定について

国土交通省東京航空局は、「百里飛行場航空貨物取扱施設営業者」(以下、「営業者」という。)の選定を行ったので、結果を公表します。

営 業 者 : 公益財団法人 茨城県開発公社

〇営業者選定方法

営業者の選定を適切に実施するため、「百里飛行場航空貨物取扱施設営業者選定審査会」(以下、「審査会」という。)を設置し、審査会において公募に応募のあった者の応募書類の審査を行い、その調査結果の報告をふまえて、東京航空局長が営業者を選定した。

審査会の開催経緯

平成27年4月15日 第1回審査会 平成27年6月30日 第2回審査会

○審査の概要

(1)応募の状況

平成27年4月24日に公募を行い、平成27年6月8日から6月16日までを応募書類受付期間としていたところ、以下の者から応募があった。

(受付順・敬称略)

•公益財団法人 茨城県開発公社

(2)審杳

審査会は応募者の参加要件・資格要件及び事業計画等に関する事項の審査を行い、その審査結果 を東京航空局長へ報告した。

●第1次審査(参加・資格要件に関する事項)

第1次審査において、応募者:公益財団法人 茨城県開発公社が参加・資格要件を満たしていることを確認した。

●第2次審査(提案内容に関する事項)

第2次審査において、応募者:公益財団法人 茨城県開発公社の提案内容が評価基準に照らし、 妥当な内容であることを確認した。

〇事業概要

(1)事業内容

営業者は、航空貨物取扱施設等の管理・運営(以下、「本事業」という。)を行い、空港利用者の利便の 向上を図るものである。

(2)事業期間

事業の開始は平成28年4月1日を予定しているが、具体的な期日については、国と調整を図り後日 決定する。事業期間は、国が特段の意思表示をしなければ、本事業に係る国有財産の使用許可期間 開始日から5年間を最長期間とする。

ただし、事業期間満了の前に、国有財産法(昭和23年法律第735号)第18条の許可又は空港管理規則(昭和27年運輸省省令第44号) 第12条の承認期間が更新されずに満了し又は当該許可もしくは承認が取り消された場合には、その満了日又は取消日をもって事業期間は満了するものとする。

2.営業者等の概要

•商号 公益財団法人茨城県開発公社

•本社所在地 茨城県水戸市笠原町978番25号

代表者名 渡邊 一夫

事業目的 公益財団法人茨城県開発公社は、自然資源の有効な利用による開発

整備により、各種産業の地域振興事業を推進するとともに、県政の健全 運営の確保に協力し、県土の均衡ある発展と県民福祉の増進に寄与す

ることを目的とする。

く問い合わせ先>

東京航空局 空港部 管理課 : 三村、坂内

電話番号:03-5275-9317